

## 犯罪被害者の情報と報道のあり方

大 月 晶 代

- ① 近年、犯罪被害者の法的地位への配慮や社会的支援が社会に浸透してきた。平成16年12月には犯罪被害者等基本法が成立し、公布された。同法に基づいて犯罪被害者等基本計画が策定され、平成17年12月に閣議決定された。この中で、犯罪被害者等に関する情報の保護を図るため、被害者を実名・匿名のどちらで発表するか判断は、事実上、警察に委ねられるとしている。匿名発表案に関しては、日本弁護士連合会やメディアから意見が出された。
- ② 憲法第21条によりメディアには表現の自由が保障されている。メディアの犯罪報道は、国民の知る権利によって支えられているが、犯罪報道の場合には、犯罪被害者のプライバシーはもちろん、特殊な事情があることも考慮されなければならない。犯罪被害報道においては「集団的過熱取材」等が問題となっている。
- ③ メディアが独自に設けている報道基準では、犯罪等の被害者については、実名報道を原則としているが、被害者情報を報道することにより不利益を被る場合等には、個別に判断して、匿名報道を選択する場合もある。しかし、死亡事件等「重大事件」になると、実名報道の原則が適用されるため、報道基準そのものに問題があるとの指摘もある。さらに、匿名発表がなされた事件では、メディアの独自取材は困難となり、実名・匿名の判断基準が機能する余地は狭められる。今後はメディア独自の報道基準の存在意義も問われる。
- ④ 英国は、世界でも早くから犯罪被害者政策に取り組んできた。英国での犯罪被害者の発表は、警察とメディアが協議して作成したガイドラインに基づき行われる。警察は、原則として実名を公表している。また、英国のメディアには、通信業の監督機関である「通信局」及び民間の「プレス苦情委員会」による報道の統一的な基準となる綱領がある。
- ⑤ 米国の犯罪被害者政策は、連邦法のほか、各州において犯罪被害者の権利を包括的に規定した権利章典に基づいて行われる。また、犯罪被害者援助のための全国組織も重要な役割を果たしている。犯罪被害者の報道に関しては、1998年に司法省の犯罪被害者局が報告書を刊行し、新聞社のガイドラインを紹介している。犯罪被害者のプライバシーを守るために、犯罪被害者情報の公開を制限する法律を制定している州もある。
- ⑥ 犯罪被害者への対応の違いには、日本、英国、米国それぞれの犯罪被害者の立場、国民と警察との関係、国民とメディアとの関係、警察とメディアとの関係の違いが反映され、プライバシーと表現の自由との調整に関する考え方の違いも影響していると考えられる。犯罪被害者が実名で報道されても、その尊厳が尊重される社会になるためには、犯罪被害者支援の制度の充実を図るとともに、社会が犯罪被害者に対して誤解や偏見を持たず、犯罪被害者に理解と配慮を示し、協力することも重要であろう。

# 犯罪被害者の情報と報道のあり方

大 月 晶 代

## 目 次

はじめに	1 警察の犯罪被害者の発表
I 我が国の犯罪被害者報道	2 メディアに適用される報道基準
1 匿名発表案へのメディア等の反応	III 米国のメディアの報道基準と犯罪被害者情報
2 犯罪被害者報道の問題点	1 連邦司法省の報告書
3 新聞社の犯罪等被害者報道の基準	2 犯罪被害者情報の公開を制限する州の法律
4 メディアの報道の課題	おわりに
II 英国の警察による犯罪被害者の発表とメディアの報道基準	

## はじめに

我が国の刑事司法制度においては、従来、被疑者及び被告人の人権保障が強調される一方で、犯罪被害者の法的地位への配慮や社会的支援が十分であるとはいえない状況であった。しかし、近年、犯罪被害者の地位向上の思想が社会に浸透しつつあり、政府も犯罪被害者支援に取り組んできている<sup>(1)</sup>。昭和55年には、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）」が成立し、同法により犯罪被害者給付制度が創設された。その後も犯罪被害者への情報提供の充実、犯罪被害者の刑事手続への関

与の機会の拡充、警察庁、法務省等関係省庁間の連携、民間団体との連携等、犯罪被害者等のための施策は拡充されてきている<sup>(2)</sup>。

このような施策の拡充は、犯罪被害者等から一定の評価を得たが、依然として犯罪被害者等に対する支援の不足が指摘され、刑事司法における犯罪被害者等の立場への不満が表明されていた<sup>(3)</sup>。

このような状況を踏まえ、平成16年12月には犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が成立し、公布された。同法は、犯罪被害者等のための施策の基本理念や基本となる事項を定め

(1) 犯罪被害者支援を紹介したものとして、小林奉文「我が国における犯罪被害者の現状と課題」『レファレンス』627号, 2003.4, pp.14-43.

(2) 一例として、平成8年の警察庁による「被害者対策要綱」の制定、平成11年から検察庁が実施した全国統一の制度としての被害者等通知制度、平成12年のいわゆる犯罪被害者保護二法（「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号）」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第5号）」）の制定がある。

(3) 神村昌通「犯罪被害者等のための施策をめぐるこれまでの経緯と基本計画案骨子」『ジュリスト』1302号, 2005.12.1, p.30.

ているほか、犯罪被害者のための施策が、総合的かつ計画的に推進されるように、政府に対して、犯罪被害者等施策推進会議の設置、犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を求める内容となっている。平成17年4月に施行された同法に基づき、内閣府に「犯罪被害者等施策推進会議<sup>(4)</sup>」が設置され、同会議決定に基づき、基本計画案の作成に資するため、「犯罪被害者等基本計画検討会<sup>(5)</sup>」（以下「検討会」という。）が開催された<sup>(6)</sup>。

検討会がまとめた「犯罪被害者等基本計画案」（以下「基本計画案」という。）の骨子案は、同年8月9日に、犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等基本計画案骨子（以下「基本計画案骨子」という。）として決定された。基本計画案骨子では、「犯罪被害者等に関する情報の保護」として「警察による被害者の実名発表、匿名発表について、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表すること

の公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく<sup>(7)</sup>」との項目を盛り込んだ。この項目は、被害者を実名・匿名のどちらで発表するか判断を事実上、警察に委ねるものとなりうる。

この基本計画案骨子が発表された後、日本弁護士連合会等が意見書を発表し（後述 I 1 (2)）、日本新聞協会は「事件や事故を正確に、客観的に取材、検証し、報道するために、実名は欠かせない」として削除を求めた<sup>(8)</sup>。しかし、検討会で基本計画案骨子に寄せられた国民からの意見をもとに基本計画案が策定され、同項目は、同年12月27日に基本計画案骨子の趣旨が維持されたまま閣議決定された。

犯罪被害者報道においては、報道の公共性、公益性に基づく自由<sup>(9)</sup>と、犯罪被害者のプライバシー<sup>(10)</sup>との調整をどのように図っていくかが問題となる。そこで、以下では我が国における報道の自由と犯罪被害者報道の現状と問題点を考察する。あわせて、犯罪被害者の支援が

(4) 総務大臣や法務大臣等関係閣僚、学者、犯罪被害者団体の代表、弁護士ら11人からなる。

(5) 学者、犯罪被害者団体の代表、新聞社の幹部、弁護士、警察庁や法務省等関係6省庁の幹部ら15人からなる。

(6) 内閣府ホームページ「第1回犯罪被害者等施策推進会議の開催（平成17年4月28日）」

<<http://www8.cao.go.jp/hanzai/1-2.html>>

(7) 内閣府ホームページ「犯罪被害者基本計画案（骨子）」2005.8.9, p.17.

<<http://www8.cao.go.jp/hanzai/kotu.pdf>>

(8) 日本新聞協会ホームページ「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」2005.10.21.

<<http://www.pressnet.or.jp/index.htm>>

(9) 報道の自由及び知る権利は、憲法21条が保障する表現の自由に含まれる。博多駅テレビフィルム提出命令事件（最高裁大法廷決昭和44年11月26日。最高裁刑事判例集23巻11号1490頁）では、次のように指摘した。「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない。」

(10) プライバシーの権利は、幸福追求権を主要な根拠として判例・通説によって認められている。我が国では、宴のあと事件（東京地裁昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁）で、「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」と定義し、この私法上の権利（人格権）は個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なものであるとし、それが憲法に基礎づけられた権利であることを認めた。（芦部信喜『憲法 [第3版]』岩波書店, 2002, p.117.）

進んでいるといわれる英国及び米国における警察やメディアの犯罪被害者への対応について紹介し、我が国における犯罪被害者報道のあり方を考える上での一助としたい。

## I 我が国の犯罪被害者報道

### 1 匿名発表案へのメディア等の反応

#### (1) メディア

平成17年8月に基本計画案骨子が発表されると、メディア、特に新聞社から一様に基本計画案骨子に対する懸念が表明された。その主なものは、以下のとおりである。

まず、実名報道は、捜査機関の権力行使が適正に行われているかどうかをチェックし、メディアによる後々の検証をも容易にする。しかし、近年、重大事件の警察発表文の中には、犯罪被害者の氏名を匿名にするものが多くなった。それは、捜査機関が、事件関係者の名誉、プライバシーに一層の慎重配慮をするようになったためであるが、安易に匿名化への流れを受け入れると、捜査当局の恣意的な情報操作までも可能にしてしまうことになる<sup>(11)</sup>。犯罪被害者の実名が分からなければ、犯罪が起きた背景の取材はできず、警察が適正な捜査活動を行っているかチェックすることも妨げられる<sup>(12)</sup>。

また、警察の実名発表と、それを受けたメディアによる実名報道とは別問題であり、警察が実名で発表しても、メディアが自らの判断で匿名報道をすることもある。その判断基準には、犯罪被害者やその遺族の意向も含まれている<sup>(13)</sup>。

#### (2) 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会は、「犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見書」において、「警察が実名発表か、匿名発表かを決定するとの趣旨であるならば反対する」としている。その理由を、「匿名報道が広がっていけば、報道機関が犯罪被害者等や市民から広く情報を得る手段が奪われてしまい、事実の検証が困難になるなど、取材や報道に支障をきたす虞がある。確かに、犯罪被害者等が匿名発表を望む心情は理解し得ないではない。また、マスメディアが犯罪被害者等の心情に対する配慮を欠き、十分な検討を行わないまま犯罪被害者を実名で報道したり犯罪被害者等に対する行き過ぎた取材をする例は少なくない。しかし、犯罪被害者等の実名を報道するか否かは、警察から情報の提供を受けたマスメディアが自らの責任において自主的・自律的に決定すべき事柄であって、…(中略)…警察の一方的な判断で匿名発表を行うことは、報道機関の取材・報道の自由や市民の知る権利という観点に照らして是認できない」としている<sup>(14)</sup>。

#### (3) 犯罪被害者等

警察が犯罪被害者発表の際に、実名か匿名かを事実上判断することに関しては、犯罪被害者の反応も様々である。

賛成する立場からは、匿名発表は、犯罪被害者にとって二次被害からの唯一の防御だという意見もある<sup>(15)</sup>。犯罪被害者やその遺族等は、ただでさえ肉体的、精神的に傷付いている。それに加え、実名で報道されることで、周囲の人

(11) 読売新聞社編『人権』報道一書かれる立場 書く立場一』中央公論新社, 2003, pp.153-154.

(12) 「犯罪被害者計画 顔見えぬ社会 加速の懸念 警察が匿名判断 258支援策を閣議決定」『毎日新聞』2005.12.27, 夕刊.

(13) 同上

(14) 日弁連ホームページ「犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見書」2005.8.26, pp.31-32.

<[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005\\_50.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/data/2005_50.pdf)>

(15) 「匿名・実名 誰が判断 犯罪被害者発表めぐり討論 被害者『こちらの意思に委ねて』」『朝日新聞』2005.12.21.

から好奇の目で見られたり、心ない人々の嫌がらせを受けるようになったりする場合もあるためである<sup>(16)</sup>。

また、「実名・匿名の判断は犯罪被害者がすべきだ」、「原則実名で、希望すれば匿名に」等の意見もある<sup>(17)</sup>。

犯罪被害者の遺族からは、「被害者の意向の尊重に加えて、警察は、本当の意味での被害者支援体制やその根幹をなす理念、支援者の養成手法を整え、継続的な被害者の意思確認方法も確立する必要がある。報道がもたらす被害と恩恵についても理解すべきだろう<sup>(18)</sup>」という指摘もある。匿名発表がなされると、むしろ「被害者探し」が始まるのではないかとの懸念もある<sup>(19)</sup>。

## 2 犯罪被害者報道の問題点

憲法第21条により、メディアには表現の自由が保障され、その犯罪報道は、国民の知る権利によって支えられているため<sup>(20)</sup>、その自由は最大限に保障されなければならない。しかし、犯罪報道の場合には、犯罪被害者のプライバシーはもちろん、犯罪被害による特殊な事情があることを考慮しなければならない。犯罪報道には、次のような問題が生じている。

### (1) 二次被害

犯罪被害者は、犯罪行為そのものによって直

接的な被害を受ける。さらに、犯罪被害者やその遺族は、メディアの取材、報道によって不快感や深刻なストレスが生じる二次被害にも苦しめられる<sup>(21)</sup>。このことは基本計画でも指摘されている<sup>(22)</sup>。

### (2) 「集団的過熱取材」等

取材に関しては、多数のメディアが大きな出来事の当事者や関係者のもとに殺到し、悲しみに打ちひしがれている家族の心情やプライバシー、さらには周辺住民に対する迷惑を軽視して社会生活を妨げる「集団的過熱取材」が問題視されてきた<sup>(23)</sup>。犯罪被害者の心情を無視した執拗な取材も問題となる。

また、これまでは、犯罪被害者がその実名や住所を報道されることにより、精神的なダメージを受けることが十分に省みられなかった。現実には、犯罪被害者が実名報道されることにより被害者バッシングとなる事例もあり、報道により名誉を傷つけられたと感じる例も多いとの指摘もある<sup>(24)</sup>。

## 3 新聞社の犯罪等被害者報道の基準

犯罪被害者の取材と報道には上記のような問題があることから、メディアは、犯罪被害者に関する報道について、実践的な倫理的基準を設けるよう求められてきた<sup>(25)</sup>。近時は、犯罪被

(16) 読売新聞社編 前掲書, pp.155-156.

(17) 「犯罪被害者支援に258項目『今後の課題大きい』被害者ら期待と不安」『日本経済新聞』2005.12.27.

(18) 「犯罪被害者基本計画 匿名は人格無視／本人に確認を 遺族、警察判断に懸念」『毎日新聞』2005.12.27, 夕刊.

(19) 「安易な匿名発表に懸念 犯罪被害者基本計画 警察、ウソの前例」『読売新聞』2005.12.28.

(20) 松井茂記「犯罪報道と表現の自由」『ジュリスト』1136号, 1998.6.15, p.34.

(21) 被害者対策研究会編『新版 警察の犯罪被害者対策 改訂版』立花書房, 2004, pp.1-4. なお、諸澤英道『新版被害者学入門』成文堂, 1998, p.133. では、二次被害とは「ある被害に付随して生じる被害を言い、最初の被害と付随する被害との間に因果関係が認められるものに限」るとある。

(22) 内閣府ホームページ「犯罪被害者等基本計画 平成17年12月」pp.1-2.

<[http://www8.cao.go.jp/hanzai/basic\\_plan.pdf](http://www8.cao.go.jp/hanzai/basic_plan.pdf)>

(23) 読売新聞社編 前掲書, p.111.

(24) 日本弁護士連合会編『人権と報道 — 報道のあるべき姿を求めて』明石書店, 2000, pp.152-153.

(25) 同上, p.174.

害者に対するメディア側の意識が高まり、犯罪被害者に配慮した報道への取組みも見られる。メディア側も自主的に犯罪被害者報道の基準を作成している。以下では、朝日新聞社と読売新聞社が作成した報道基準について見ていくこととする。

#### (1) 朝日新聞社の報道基準

事件・事故を含むあらゆるニュースについて「実名報道」を原則としているが、犯罪被害者の属性をどこまで報道するかは、社会に伝える必要性、報道による二次被害の可能性、時間の経過の3要素を考え合わせ、個々に判断することを基本とし<sup>(26)</sup>、事件の性格に応じて以下のような判断基準を設けている。

##### (i) 強盗、ひったくり等

自宅や路上での強盗事件、ひったくりのような単純な一過性の事件や空き巣（侵入盗）の被害者等、実名を伝える必要性に比べて当事者に与える不利益や迷惑のほうが大きいと考えられるような事例は、匿名を原則とする。事務所や店舗等、日常的に現金を扱うところでは実名もありうる<sup>(27)</sup>。

##### (ii) 性犯罪

強姦、強制わいせつ等性犯罪の被害者は、匿名を原則とし、住所、職業、年齢も、被害者が特定されない書き方とする。死亡事件では実名報道を原則とするが、続報ではなるべく匿名に切り替える。子どもや少女の連れ去り事件等に

ついて、性的な動機が疑われるようなときは、被害者が保護された時点から、匿名にすることを基本とする。性犯罪の内容に触れる場合は、端的に簡潔に伝える。以上については、被害者が実名報道を望む場合や、性被害を明確にして訴えたい場合はこの限りではない<sup>(28)</sup>。

##### (iii) 詐欺

「振り込め詐欺」、「結婚詐欺」等個人を標的にした詐欺事件については、被害者の氏名よりも手口を報道することがニュースの中心になるため、私人被害者は匿名で報道する<sup>(29)</sup>。

##### (iv) 交通事故

交通死亡事故について、実名報道は、安否情報として重要であるため、原則として実名とする<sup>(30)</sup>。

#### (2) 読売新聞社の報道基準

犯罪被害者は原則として実名で書く。ただし、一般私人であって、重要犯罪とまではいえず、被害や社会的広がり大きい重要犯罪でないときは、匿名記事とすることができる。未成年者についても同じである<sup>(31)</sup>。

##### (i) 強盗・ひったくり

単純な路上でのひったくりや、コンビニエンスストアを狙った強盗等の場合、被害が小規模であるときには被害者に配慮して、被害者の氏名は匿名記事とすることができる<sup>(32)</sup>。

<sup>(26)</sup> 「事件の取材と報道」編集委員会『事件の取材と報道』朝日新聞社、2005、pp.41-42

<sup>(27)</sup> 同上、pp.75-76.

<sup>(28)</sup> 同上、p.66.

<sup>(29)</sup> 同上、p.41.

<sup>(30)</sup> 同上、pp.80-81.

<sup>(31)</sup> 読売新聞社編 前掲書、p.240.

<sup>(32)</sup> 同上、pp.240-241.

(ii) 殺人・傷害致死

家庭内の惨事の被害者は、負傷の場合は状況により匿名記事とすることができる。ただし、死亡のときは原則として実名とする<sup>(33)</sup>。

(iii) 性犯罪

性犯罪の被害者は匿名とし、被害者が特定されないよう記述全体に配慮する。性犯罪の被害者が死亡したときは、実名を原則とするが、裁判開始時以降は匿名とすることができる。性犯罪であることを直接に示す罪名は状況により省くことができる。婦女暴行の方法や状況は原則として記事にしないが、報道の必要があるときは、簡略に書くことができる<sup>(34)</sup>。

(iv) 詐欺・横領等

詐欺、脅迫、恐喝の被害者は、場合により匿名記事とすることができる、ただし、金融機関、公人、公的機関、知名人、信用が売り物の被害者は実名とする。寸借詐欺まがいの横領の被害者も同様である<sup>(35)</sup>。

(v) 事故

事故で被害者が死亡した場合には、実名で報道するのが原則である。交通事故の場合も、死亡ないし重体は実名、それ以下は匿名記事とすることができる。死者が出るような事故の場合は、基本的には、被害者は実名で報道するのが原則である。ただし、2001年9月に起きた新宿歌舞伎町の雑居ビル火災のように、その場所で死亡したことを報道することにより、被害者に

とって著しい不名誉がもたらされるような場合には、一定の配慮が必要となる<sup>(36)</sup>。

#### 4 メディアの報道の課題

上記のように、朝日新聞社、読売新聞社とも、実名報道を原則としているが、被害者の特定が事件・事故の報道に重要でないときや、報道することにより被害者が不利益を被る恐れがある場合等には、個別に判断して匿名報道を選択している。

##### (1) 報道基準

犯罪被害者報道の現状は、氏名・住所ともに表示するのを原則としつつも、個別の事例によって、匿名報道にする等の配慮がなされる事例がかなり増加してきている。しかし、犯罪被害者が死亡したような「重大事件」になると、実名報道の原則が前面に出て「匿名報道を選択できる事例」でなくなるため、「顕名・顕住所」報道となる。「犯罪被害者への配慮を欠いた報道」が生じる原因の一つに、被害者死亡の場合にはそのプライバシーの配慮が後退せざるを得なくなるという現在の報道基準そのものの問題が指摘されている<sup>(37)</sup>。

さらに、メディア各社による自主的な判断基準の下で、実名・匿名を判断するシステムであるため、同一事件であっても、犯罪被害者を実名報道とするか匿名報道とするかメディアの対応が分かれる場合もある<sup>(38)</sup>。しかし、メディア全体に適用される基準を作ることは、まさに表現の多様性を奪うことになり、報道の自由を

<sup>(33)</sup> 同上, pp.242-243.

<sup>(34)</sup> 同上, p.248.

<sup>(35)</sup> 同上, p.253.

<sup>(36)</sup> 同上

<sup>(37)</sup> 日本弁護士連合会編 前掲書, p.157.

<sup>(38)</sup> 2001年12月、大阪市のホテルで女性が刺殺体で見つかった事件では、新聞各社の報道は実名と匿名に分かれた(読売新聞社編 前掲書, pp.156-157.)。

大きく制限することになりかねない。

## (2) 犯罪被害者側からの要望

犯罪被害者の側からは、犯罪報道の根本的な問題である誤報について、次のような要望又は意見が出されている。メディアは、報道内容をチェックして、被害者側の正しい情報を伝えてほしい、との要望がある。また、メディアは、「報道の自由」「真実の究明」を掲げるが、自由には責任が伴うのであり、誤報と分かったら即座に視聴者、読者に分かるような被害回復措置を取るべきである<sup>(39)</sup>。

報道被害は、メディアの取材方針、取材活動や報道内容で発生するため、メディアは、より自主的かつ主体的に報道被害の防止に努力すべきだとの指摘もある<sup>(40)</sup>。

## (3) 報道の自由とメディアの自主規制

基本計画に沿って、実名・匿名発表の判断を事実上、警察が行うこととなると、匿名発表された事件について、犯罪被害者を特定することが困難になる。そのため、メディアが独自の取材をしない限りは、犯罪被害者の実名・匿名報道に関するメディアの判断基準が機能する余地は狭められることになると考えられる。今後、メディアの自主的な基準はどのような意味を持つかが問われることになる。

## II 英国の警察による犯罪被害者の発表とメディアの報道基準

英国は、世界でも犯罪被害者政策を早期に取り組んできた国の一つである<sup>(41)</sup>。まず、1964年に、犯罪被害者に対して国が補償する犯罪被害者補償制度を実施した。

刑事手続においては、1990年に「被害者憲章 (Victim's Charter)」を出し、さらに1996年には「被害者憲章」を見直した新「被害者憲章」を発表し、国の施策として犯罪被害者対策に取り組んだ<sup>(42)</sup>。

法制度としては、1972年刑事裁判法 (Criminal Justice Act) により「賠償命令 (Compensation Order)」が導入され、1988年刑事裁判法により、裁判所には、常に賠償命令の言渡しを検討すべき義務が課された。

犯罪被害者支援組織には VS<sup>(43)</sup> (Victim Support) があり、被害者ケアを中心とした支援活動を行っている。また、VS は政治的に中立の立場に立ち、内務省、各自治体、警察と密接な連携を取っている。

犯罪被害者の公表についての基本的な仕組みは、以下の通りである。

英国における犯罪被害者発表に関しては、警察は「公共で共有すべき事案は速やかにメディアに伝える」ことを前提に、ガイドラインに基

(39) 「過熱取材と誤報、議論を」『朝日新聞』2005.12.27.

(40) 前掲注(18)

(41) 奥村正雄「諸外国における犯罪被害者政策の現状—イギリスを中心に」『法律のひろば』50巻3号, 1997.3, pp.52-61.

(42) 被害者憲章では、刑事司法が被害者に敬意をもって接し、警察は犯人逮捕から裁判結果までの情報提供を行うこと、検察は被害者に対する証人尋問請求を慎重に行うこと、裁判所は開廷日時の明記や、控室等の裁判所施設の改善に努力すること等国家的施策として被害者対策に取り組んだ。新憲章では、刑事司法機関に被害者の要望に応える一層の行政努力を促している。

(43) 1974年に最初の被害者支援組織の BVSS (Bristol Victim Support Schemes) が誕生し、その後、全国各地に様々な支援組織が誕生していった。1979年には全国の組織本部 NAVSS (National Association of Victim Support Schemes) が設立され、1987年に公益法人となった。現在は単に「VS」の名称を用いている。(VS ホームページ "Our history" <[http://www.victimsupport.org.uk/vs\\_england\\_wales/about\\_us/navss/history.php](http://www.victimsupport.org.uk/vs_england_wales/about_us/navss/history.php)>)

づき、原則として実名を公表している<sup>(44)</sup>。このガイドラインは、警察とメディアの代表者が協議して作成されたものである。ガイドラインを運用する際も、警察は、メディアと協議しながら情報の提供を行うことが望ましいとされている。

また、英国のメディアには、放送・通信業界の監督機関である通信局 (Ofcom) 及び新聞・雑誌業界の民間のプレス苦情委員会 (PCC) による報道の統一的な倫理基準がある。

以下、警察のガイドラインと、メディアの倫理基準の内容を見ていくこととする。

## 1 警察の犯罪被害者の発表

### (1) 警察のガイドライン

警察のガイドラインは、スコットランドを除く英国全土の警察本部長等で構成される警察本部長協会 (Association of Chief Police Officers. 以下「ACPO」という。) が作成したものである<sup>(45)</sup>。各地の警察本部にもそれぞれのガイドラインがある<sup>(46)</sup>。

#### (i) ガイドラインの目的と内容

ガイドライン (guidance note) は、ACPO のメディア諮問委員会 (Media Advisory Group. 以下「MAG」という。) とメディアの代表が協議して作成し、2000年12月に発表された。ACPO はこのガイドラインの実施を各警察に対して強制する権限はないため、実施については完全に警察本部長の判断に委ねられている。警察本部

長は、地域メディアと協議しながら、管轄する地域の事情を考慮してガイドラインを運用することが期待されている。

警察には、「情報公開」と「アクセスのしやすさ (accessibility)」という義務があるが、これはメディアにとっても重要な要素である。メディアは、警察の様々な仕事を地域社会に紹介しており、報道を通して公衆が刑事事件の捜査に協力する場合もある。

ガイドラインの目的は、警察とメディアの間で起こる問題を最小限にし、問題が起きた場合には解決して、円滑な関係を築くための枠組みを定めることである。また、警察の情報公開と、個人のプライバシーの権利とのバランスを取る目的もある<sup>(47)</sup>。

このガイドラインは、情報公開に関する最近の法律、すなわち2005年に完全実施された1998年情報保護法<sup>(48)</sup>、1998年人権法<sup>(49)</sup>、2000年情報の自由法<sup>(50)</sup> の内容も反映している。

MAG は、警察、メディア等と協議して、必要に応じてガイドラインを見直し、改正を行う。

#### (ii) 1998年情報保護法

1998年情報保護法の対象は、電磁的文書を含む文書である。1998年情報保護法は、8つの原則<sup>(51)</sup> からなるが、例外規定として、犯罪の防止、発見に関する事、犯罪者の逮捕や起訴に関する事等がある。

公共の利益及び特別目的による例外規定により、メディアに対して情報を公開するかどうか

(44) 「犯罪被害者 実名 匿名 海外は 英国 被害訴え 市民の務め 遺族がメディアに」『毎日新聞』2006.1.17.

(45) 以下の記述は、ACPO のホームページ "ASSOCIATION OF CHIEF POLICE OFFICERS OF ENGLAND, WALES AND NORTHERN IRELAND MEDIA ADVISORY GROUPE GUIDANCE NOTES 1.INTRODUCTION" pp.1-4. <<http://www.acpo.police.uk/asp/policies/Data/magguidelines.pdf>> による。

(46) 前掲注(44)

(47) *op.cit.* (45), p.1.

(48) Data Protection Act 1998.

(49) Human Rights Act 1998.

(50) Freedom of Information Act 2000.

(51) Data Protection Act 1998. Schedule1. Part I.

を検討する場合、情報保護局長 (Data Protection Commissioner) はその決定を文書にする。その決定は、情報管理員 (後述<sup>(52)</sup>) に通知され、情報管理員によりメディアに情報が提供される<sup>(52)</sup>。情報公開を決定する上で、公共の利益及びメディアの特別目的による例外規定は、個人が自己の情報を公開するかどうかを決定する権利より重要であるためであるとされている<sup>(53)</sup>。

#### (iii) 警察活動目的

1998年情報保護法の下に集められた情報は、特定された適法な目的のためのものでなければならず、情報管理員により、情報コミッショナー (Information Commissioner) に登録される。

「警察活動目的」とは、「犯罪を防止し発見する、犯罪者を逮捕、起訴する、国民の生命及び財産を守る、法と秩序を維持する、警察の政策や手続きに従って公衆を保護 (render assistance) する」ことと定義されており、これに「犯罪に対する不当な恐怖の減少」も加えられる。この定義は、個人のプライバシー権と「警察活動目的」の達成というバランスを調整するために、ガイドラインで使用されている。

#### (iv) 1998年人権法

1998年人権法は、1950年に署名されたヨーロッパ人権条約 (European Convention on Human Rights) を英国の国内法に組み入れた法律であり、法執行時の個人の権利について規定している。警察官と民間警察による警察活動は、常にヨーロッパ人権条約に合致していなければならない。

1998年人権法は、警察のメディアへの情報公開に直接関係している。人権問題に関する決定をする場合には、必ず目的と手段の間の比例、合法性、必要性の原則を考慮しなければならない。

#### (v) 公共の利益

「公共の利益」の定義はさまざまであるが、プレス苦情委員会 (PCC) は、実務綱領に公共の利益の定義規定を置いている (後述 2 (2)(ii)(b))。

### (2) 犯罪被害者の氏名の公表手続

警察のガイドラインには、警察が、犯罪、交通事故、その他の事件の被害者、証人の氏名を公表する場合に推奨される手続が掲載されている<sup>(54)</sup>。以下に、その内容を紹介する。

#### (i) 1998年情報保護法が適用される場合

##### (a) ガイドラインの目的

警察とメディア間で、個人情報扱いについて、情報の自由な流れを明確にすることを目的としている。警察がメディアに適切な情報を公開することと、犯罪被害者に配慮し、1998年情報保護法や1998年人権法により保障されるプライバシー保護とのバランスを取っている<sup>(55)</sup>。

##### (b) 犯罪被害者の同意

MAG の見解では、1998年情報保護法に従って、犯罪、交通事故、その他の事件をどのように公表するかを決定する前の早い段階で、警察は、必要に応じて犯罪被害者、証人、近親者に情報公開に同意するか確認することと

<sup>(52)</sup> Data Protection Act 1998. ss.32, 45.

<sup>(53)</sup> 前掲注<sup>(45)</sup>, p.2.

<sup>(54)</sup> 以下の記述は、ACPO ホームページ "ASSOCIATION OF CHIEF POLICE OFFICERS OF ENGLAND, WALES AND NORTHERN IRELAND MEDIA ADVISORY GROUPE GUIDANCE NOTES 7.THE NAMING OF VICTIM OR WITNESS OF CRIME,ROAD COLLISIONS AND OTHER INCIDENTS" pp.29-31. <<http://www.acpo.police.uk/asp/policies/Data/magguidelines.pdf>> による。

<sup>(55)</sup> *ibid.*, p.29.

している。

1998年情報保護法は、すべての人に同じ権利を与えているため、年齢に関係なく少年にも適用されるが、少年に同意の確認をする場合には、両親や保護者等の協力を得ることが望ましいとしている。

警察に個人情報を提供した犯罪被害者が、メディアへの個人情報の非公開を望んだ場合、警察は個別に判断して、個人情報の詳細を公表すべき例外的な理由が存在すると判断されない限り、犯罪被害者の意思は尊重される。警察がメディアとの良好な関係を保つことは大切であるが、そのこと自体は、ここでいう例外的な理由には該当しない。

犯罪被害者等の個人情報の公開は、特別な目的のために使われる例外的な場合を除いて、犯罪被害者等の許可がなければ行われない。しかし、犯罪被害者等は、警察の事件・事故発表自体を止める権利はないため、警察は犯罪被害者等の身元の特定には至らない範囲で情報を公開することができる<sup>(56)</sup>。

### (c) 犯罪被害者発表の例外

1998年情報保護法は、特別な状況にある場合には、例外的に、公共の利益のために個人の同意がなくても個人情報を公開できるとしている。警察は、個人情報を公開すべき事例に該当するかを個別に判断する。個人情報を犯罪被害者の同意なく公開できる主な例としては、多数の犠牲者を出した事件が挙げられる。この場合、情報公開は公衆の不安を最小限にするために行われる。

犯罪被害者等が個人情報の公開に同意しても、その情報が犯罪弱者であることを示すような場合（老人が一人暮らしをしている等）に

は、警察は個人情報の詳細を公開しないと判断できる。この場合には、判断の理由を報道記者に説明しなければならない。

死者は氏名が公的な記録（public record）に記載されるので、1998年情報保護法の対象外である。

### (ii) 犯罪被害者への配慮

警察が犯罪被害者等に対応する場合、メディアへの情報提供のために犯罪被害者の同意を得るには、バランスの取れた質問をし、警察規則に従って記録を作成することが重要である。多くの場合、犯罪被害者は同意し、情報提供に全く反対しないことがほとんどである。

警察はメディアへの情報提供に協力的でなければならない。犯罪被害者等の同意を確認するときにはまず、「捜査情報の詳細内容をメディアに公開することは有益である場合が多いが、あなたの場合には公開することに反対ですか」と聞くことが望ましい。

また、事件・事故の直後は、被害者が負傷していたり、ショック状態に陥っていたりするため、被害者からの詳細な事情聴取は控えるべきである<sup>(57)</sup>。

## 2 メディアに適用される報道基準

### (1) 通信庁 (OFCOM)

通信庁 (Office of Communication. 以下「OFCOM」という。) は、2003年通信法<sup>(58)</sup>により設置された<sup>(59)</sup>。電気通信庁 (Office of Telecommunication)、独立テレビジョン委員会 (Independent Television Commission)、報道基準委員会 (Broadcasting Standards Commission)、ラジオ庁 (Radio Authority)、電波庁 (Radiocommuni-

<sup>(56)</sup> *ibid.*

<sup>(57)</sup> *ibid.*, p.31.

<sup>(58)</sup> Communications Act 2003.

<sup>(59)</sup> OFCOM ホームページ "Ofcom Broadcasting Code" p.3.

<<http://www.ofcom.org.uk/tv/ifi/codes/bcode/ofcom-broadcasting-code.pdf>>

cations Agency) の組織・権限を統合したものである<sup>(60)</sup>。

OFCOM は、英国の放送・通信分野であるテレビ、ラジオ、遠距離通信、無線通信の監督規制機関であり、放送・通信に関する国民の利益を推進し、放送・通信業界の適正な自由競争により消費者の利益を保護することを任務としている<sup>(61)</sup>。

(i) OFCOM の報道綱領

OFCOM は、2003年通信法と1996年放送法<sup>(62)</sup>の規定により、テレビ局及びラジオ局の綱領(Code)を作成した。この綱領は、番組(programme)、スポンサー、公正とプライバシーに関する統一的な基準であり、OFCOM 放送綱領<sup>(63)</sup> (OFCOM Broadcasting Code) として2005年7月に実施された。テレビ局及びラジオ局は、この放送綱領の基準を守らなければならない。これにはテレビのローカル局やラジオのコミュニティー局等も含まれる。公共放送であるBBC (British Broadcasting Corporation) 及びウェールズの公共放送であるS4C (Sianel Pedwar Cymru) も放送綱領の遵守に同意しているが、適用が除外される規定もある<sup>(64)</sup>。

OFCOM は、公衆からの苦情等を受理すると、放送機関の放送綱領違反について調査する。OFCOM は、故意の違反、重大な違反、繰り返しの違反を行った放送機関に対して、制裁措置を取ることができる。調査結果の報告や制裁措置を取った場合の報告は、OFCOM のウェブサイトで発表される。放送綱領違反に対する調査手続や、制裁措置の規定は OFCOM のウェブ

サイトに掲載されている。ウェブにアクセスできない者は、手続規定のコピーを郵送により入手することもできる。

(ii) 犯罪被害者の報道

犯罪被害者については、特に以下の規定を設けている<sup>(65)</sup>。

- 法律等で個人情報の公開が禁止されている未成年の性犯罪被害者等(証人、被疑者を含む)の場合、被害者の特定を可能とするような報道をしないように、特別な配慮がなされるべきである。
- 審理前の捜査の報道内容に、未成年の犯罪被害者及び証人が含まれている場合は、氏名、住所、学校などの個人情報について特に配慮しなければならない。
- 正当な理由がある(warranted) 場合又は関係者から同意を得ている場合を除き、放送局が緊急事態に巻き込まれた人や事故の被害者等の映像や音声を撮影、放送することは、公共の場所であっても、それがプライバシーの侵害となるならば禁止される。
- 近親者が事故について知っていることが明らかでない場合、又は、正当な理由がある場合を除き、放送局は、死者及び事故又は暴力事件の被害者の身元を明らかにしないように配慮しなければならない。
- 放送局は、犯罪被害者にとってトラウマとなっている過去の出来事を検証する番組を制作、報道する場合には、犯罪被害者等の苦痛を減らすよう努めなければならない。その事件が過去に報道されたものであって

(60) 鈴木賢一「英国の新通信法—メディア融合時代における OFCOM の設立—」『レファレンス』646号, 2004.11, pp.69-78; 国際通信経済研究所『英国通信法—Communications Act 2003 の解説と翻訳—』2004.3, p.4.

(61) OFCOM ホームページ "Statutory Duties and Regulatory Principles"  
<<http://www.ofcom.org.uk/about/sdrp/>>

(62) Broadcasting Act 1996.

(63) *op.cit.* (59).

(64) *ibid.*, p.4.

(65) *ibid.*, pp.10-11,46-47.

も、放送局は、生存している犯罪被害者や家族に、事件の番組を制作し、報道する予定であることを知らせなければならない。

## (2) プレス苦情委員会 (PCC)

プレス苦情委員会 (Press Complaints Commission. 以下「PCC」という。) は、新聞・雑誌の記事に対する公衆からの苦情を処理する独立機関である<sup>(66)</sup>。

### (i) 実務綱領の制定

新聞・雑誌業界は、実務綱領<sup>(67)</sup> (Code of Practice) を制定し、2005年6月にPCCがこれを承認した。実務綱領は新聞・雑誌業界独自の自主規制の規約であり、新聞・雑誌業界の出版の基準となる。さらに、出版物に対して公衆から苦情があった場合、PCCが明確で一貫性のある判断を下す基準ともなる。苦情が認められれば、出版側はPCCが出した裁定を目立つように掲載しなければならない。実務綱領は、新聞・雑誌の編集者で構成される実務綱領会議 (Code of Practice Committee) で定期的に見直される。

### (ii) 実務綱領の内容

#### (a) 実務綱領の項目

実務綱領は、記事の正確さ、反論の機会 (Opportunity to reply)、プライバシー、迷惑な取材、悲しみやショックな状況での侵害行為、子どもへの取材、子どもに対する性犯罪事件、病院での取材、犯罪報道、隠し仕掛けや口実を用いた取材 (Clandestine devices and subterfuge)、性犯罪事件の被害者、差別、金融記事 (Financial journalism)、情報

源の秘密、刑事裁判の証人への支払い (Witness payments in criminal trials)、犯罪者への支払い (Payment to criminals) の16項目について、新聞・雑誌業界が遵守すべき倫理基準を規定している。そのうちのプライバシー、迷惑な取材、子どもへの取材、子どもに対する性犯罪事件、病院での取材、犯罪報道、隠し仕掛けや口実を用いた取材、刑事裁判の証人への支払い、犯罪者への支払いの9項目については、公共の利益 (public interest) のためであることを証明すれば、実務綱領の例外として報道が認められる。つまり、個人のプライベートな生活を侵害するような取材、盗聴器を仕掛けた情報収集等による報道も許される<sup>(68)</sup>。

#### (b) 公共の利益

実務綱領が規定する「公共の利益」とは、犯罪や重大な不正を摘発すること、公衆の健康と安全を確保すること、個人や組織による声明や行動により、公衆が誤解することを防止することである。また、「表現の自由」自体に公共の利益があるとし、その報道については、編集者はPCCに対して、どのように公共の利益に資したのかを証明しなければならない。16歳以下の子どもが巻き込まれた事件では、編集者は、公共の利益が最大限考慮されるべき子どもの利益に勝ることを証明しなければならない<sup>(69)</sup>。

#### (c) 犯罪被害者の報道

実務綱領の中で、犯罪被害者について、特に以下の規定を置いている。

- 性犯罪事件において、被害者が16歳以下の子どもである場合には、法的には可能であっても、個人情報を報道してはならない。

<sup>(66)</sup> PCC ホームページ "WHAT IS THE PCC?" <<http://www.pcc.org.uk/about/whatispcc.html>>

<sup>(67)</sup> PCC ホームページ "CODE OF PRACTICE" <<http://www.pcc.org.uk/cop/practice.html>>

<sup>(68)</sup> PCC ホームページ "THE PUBLIC INTEREST" <<http://www.pcc.org.uk/cop/practice.html>> ; *op.cit.*, (45), p.3.

<sup>(69)</sup> *ibid*, PCC ホームページ

- 犯罪報道において、子どもが被害者である場合には、特別な配慮をしなければならない。
- 性犯罪事件では、正当な理由があり、法的に可能な場合を除き、被害者の個人情報や、被害者の特定を可能とするような情報を報道してはならない。

### Ⅲ 米国のメディアの報道基準と犯罪被害者情報

米国の犯罪被害者政策<sup>(70)</sup>は、1965年にカリフォルニア州で最初の犯罪被害者補償プログラムが制定された。1977年には、全国犯罪被害者補償委員会協会 (National Association of Crime Victim Compensation Boards) が設立され、各州に対して情報の提供、技術的な支援、トレーニングの実施等を行っている。1984年には「連邦犯罪被害者法<sup>(71)</sup> (Victims of Crime Act. 以下「VOCA」という。)) が制定され、連邦から多額の補助金が支出されることになった<sup>(72)</sup>。

刑事手続に関しては、1980年にウィスコンシン州が、米国ではじめて犯罪被害者の権利について包括的に規定した「被害者の権利章典

(Victims' Bills of Rights)」を制定した。すべての州において何らかの権利章典が存在するといわれている<sup>(73)</sup>。

犯罪被害者援助のための全国組織としては、NOVA<sup>(74)</sup> (National Organization For Victim Assistance) や NVC (National Victim Center) 等がある<sup>(75)</sup>。

メディアは、犯罪被害者の報道において、犯罪の防止と犯罪被害者の支援という重要な役割を担っている。しかし、報道が犯罪被害者の個人情報や私生活に及ぶことについては、プライバシーの権利と関わり問題ともなる。そのため、国民の知る権利と犯罪被害者のプライバシー権を調整するために、犯罪被害者への対応が検討された<sup>(76)</sup>。

1982年には、「犯罪被害者に関する大統領の特別委員会の最終報告書 (President's Task Force on Victims of Crime)」が刊行された。この報告書は、米国における犯罪被害者の置かれている状況を説明し、最後に連邦及び州の立法府及び行政府、刑事司法の諸機関等に68の勧告を行った<sup>(77)</sup>。

全国的な犯罪被害者支援団体も、メディアの倫理綱領を作成した。例えば、1987年に NVC

(70) 安田貴彦「諸外国にみる犯罪被害者対策の現状—アメリカを中心に—」『法律のひろば』52巻5号, 1999.5, pp.42-52.

(71) VOCA は、1983年に設置された司法省犯罪被害者対策室 (Office for Victims of Crime) によって運営されている。州が前年に被害者に対して交付した保証金の40%が連邦の補助金として交付される。VOCA の補助金の財源は、連邦犯罪の犯罪者からの罰金、没収等である。

(72) VOCA により、各州の犯罪被害者補償プログラムや、被害者援助組織の財政的基盤が整備され、1992年までにすべての州で犯罪被害者補償制度が確立された。

(73) 安田 前掲論文, p.47.

(74) NOVA は、例外的な場合を除き、直接被害者に対して援助を提供する組織ではない。様々な地域社会において、実際にサービスを提供する組織を傘下に置き、その運営を指導したり、連絡・調整、トレーニング、情報の提供等を行っている。

(75) 被害者の援助団体は、VOCA の補助金を受けており、被害者の立場を代弁し、被害者の権利などについての法の制定・改正や刑事司法制度の運営の改善についての働きかけを行うほか、全国の官民の被害者援助組織やその他の専門家に対する教育・訓練、情報提供等を行っている。

(76) 米国連邦司法省ホームページ "OVC Bulletin New Direction from the Field:Victims' Rights and Services for the 21st Century" 1998, pp.1-2. <<http://www.ojp.usdoj.gov/ovc/new/directions/pdf/txt/bulletins/bltn5.pdf>>

が発行した、印刷・放送メディアによる報道倫理に関するガイドラインである「メディアにおける犯罪被害者の権利 (Victims Rights in the Media)」等がある。

1998年には、司法省の犯罪被害者局が報告書をまとめた。この中で、新聞社のガイドラインが紹介されている。

州によっては、犯罪被害者情報の公開を制限する法律を制定しているため、合衆国憲法第一修正が保障する表現の自由との適合性が争われた場合もある(後述2(1))。

以下では、司法省の報告書及び犯罪被害者情報の公開を制限する州の法律について見ていくこととする。

## 1 連邦司法省の報告書

司法省の犯罪被害者局 (Office for Victims of Crime:OVC) は、1998年に「実務からの新しい方向づけ：21世紀に向けての被害者の権利と支援<sup>(77)</sup> (New Direction from the Field:Victim's Right and Services for the 21st Century) をまとめた<sup>(79)</sup>。これは、1982年の「犯罪被害者に関する大統領の特別委員会の最終報告書」の続編である。この報告書は、全米の地域社会の犯罪被害者の現状を分析し、その権利を保障し、支援を行うという実務的な視点から勧告を示した。同報告書の13章では、犯罪被害者の報道の現状を紹介し、報道関係者や立法者が取り組むべき項目を挙げている。以下では、民間機関が作成したプライバシーに関するガイドラインと報道への勧告を取り上げる。

(1) セントルイス・ポストディスパッチ (St. Louis Post-Dispatch) 社のガイドライン

報告書では、プライバシーに関するセントルイス・ポストディスパッチ (St. Louis Post-Dispatch) 社 (以下「STL社」という。) のガイドラインを紹介している<sup>(80)</sup>。STL社は、大手の新聞社が遵守すべき倫理基準の例としてガイドラインを作成した。それに盛り込まれた項目は、犯罪被害者、証人の氏名及び住所の公表、犯罪被害者の家族へのインタビュー、犯罪被害者が未成年者だった場合、深い悲しみにくれている犯罪被害者や家族のプライベートな場面の写真撮影、葬儀、性犯罪、近親相姦、性犯罪目的の誘拐の報道等である。以下には、報告書に取り上げているガイドラインのうち、犯罪被害者情報の公開に関する部分を紹介する。

### (i) 犯罪被害者

犯罪は、被害者を長期間にわたって精神的に苦しめ、日常生活に影響を与えるほどである。犯罪被害者を特定する犯罪報道は、さらにトラウマとなる。また、被害に遭ったことを地域社会に知られて恥ずかしいと思う。犯罪者が、ニュースで知った情報を元に、脅迫や嫌がらせをするのではないかと心配する犯罪被害者もいる。

STL社の犯罪被害者に関する方針は、報道側の関心事である犯罪被害者への配慮を明確にしつつ、読み手に最も適切な情報を伝えることである。

### (ii) 犯罪被害者の氏名・住所

犯罪被害者の氏名を報道することは、新聞記事の必要な要素である。しかし、性犯罪や信用詐欺等是不名誉な犯罪の被害者と受け止められかねないため、氏名は報道しない。

(77) 富田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者の保護—各州における立法を中心として—」慶應義塾大学法学部編『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集 慶應法学会篇』1990, pp.374-375.

(78) 富田信穂「犯罪報道と被害者保護」宮沢浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会編『宮沢浩一先生古稀祝賀論文集 第1巻 犯罪被害者論の新動向』成文堂, 2000, pp.301-302.

(79) *op.cit.* (76), pp.1-6.

(80) *ibid.*, pp.3-4.

生命や健康に関わるおそれがある場合にも、氏は報道しない。警察、犯罪被害者、犯罪被害者の遺族から報道しないようにとの申し出があった場合には、その申し出を尊重する。例外は、不名誉な犯罪の被害者が、実名での報道を望んだ場合等である<sup>(81)</sup>。

#### (iii) 写真

暴力犯罪や悲劇的な場面等の衝撃的なニュースの写真が、プライバシーを侵害していないか問題となる。よく問題になるのが、遺族が悲しむ写真の掲載である。これは、深い悲しみにくれているプライベートな瞬間を撮影している。報道側のこのような行動は、写真の被写体だけでなく、読み手にも不快感を与える。

犯罪事件や惨事の写真を報道するときには、犯罪被害者やその遺族に配慮しなければならない。一般的なルールとして、特に私有地の場合、撮影者は写真を撮る相手に自分の身分を明かし、許可を求めるべきである<sup>(82)</sup>。

#### (iv) 性犯罪

STL社では、すべての性犯罪事件の被害者の実名報道を疑問視している。STL社の性犯罪報道の方針は、地域社会に警告を發し、被害者を保護することである。そのため、STL社では、長期にわたってレイプ被害者の氏は報道せず、個人情報の概略のみを報道する方針を取ってきた。一方、性犯罪の被疑者は、逮捕状(warrant)が出た時点で、実名に加えて個人情報も報道する<sup>(83)</sup>。

#### (2) 報道機関に対する実務からの勧告<sup>(84)</sup>

報告書では、メディアによる取材及び報道によって、犯罪被害者がさらに打撃を被ることを

防止するために、以下の6つの勧告を示している。

- ① 報道機関は、犯罪被害者を尊重し、十分な配慮をもって対応する諸施策を明確に規定した倫理綱領または指導原則を採択すべきである。これらの指針は、性的暴力の被害者及び児童を含むその他の傷つきやすい被害者を特定することを防止するための諸施策を含むものとする。
- ② 報道機関、被害者及び被害者支援を行う者は、メディアによって、犯罪及び被害に十分に配慮した報道が行われるように、記者を教育するフォーラムを頻繁に開催するものとする。
- ③ 大学のジャーナリズム学科は、報道機関による犯罪報道に際して、被害者に対する繊細な配慮の必要性を教えるためのカリキュラムを組み込むものとする。
- ④ 被害者支援サービスを提供する者は、報道機関との関係や、自分たちがどのようにしたら報道機関にとって有益な情報源となりうるか、教育を受けるべきである。被害者支援サービス提供者に対する訓練及び技術支援は、報道機関の専門家によって提供されるものとする。
- ⑤ 被害者支援及び精神保健の専門家は、報道機関の代表と共同作業を行い、犯罪及び被害に関する心的外傷及びストレスに、ジャーナリストが対処するのに役立てるために、聞き取り(debriefing)の実施要領を開発するものとする。
- ⑥ 州の政策決定に関わる人々と報道機関の代表者は、精神的に不安定な状況に置かれている被害者の秘密の情報に、一般人が接近するのを適切に制限するための法律の制

(81) *ibid.*, pp.3-4.

(82) *ibid.*, p.4.

(83) *ibid.*

(84) *ibid.*, pp.4-6.; 富田 前掲注(78), pp.304-307.

定を検討するものとする。

## 2 犯罪被害者情報の公開を制限する州の法律

メディア自身が犯罪被害者保護のガイドラインを作成しているが、それだけでは犯罪被害者保護するには不十分であるとして、いくつかの州では、立法者が犯罪被害者により配慮した法律を制定している。以下では、犯罪被害者情報の公開を制限した州の法律を紹介する。

(1) 犯罪被害者情報の報道の禁止と表現の自由  
犯罪被害者情報の報道を禁じた法律が、表現の自由を保障する合衆国憲法第1修正<sup>(85)</sup>に違反するとされた事例もある。

### (i) フロリダ州

州対グローブ・コミュニケーション社 (State v. Globe Communications Corp.) 事件<sup>(86)</sup>において、フロリダ最高裁判所は、強姦事件の被害者の実名報道を禁止したフロリダ刑法は、合衆国憲法第1修正に反するとした。グローブ・コミュニケーション社は、二度にわたって強姦事件の被害者の実名と個人情報を報道し、フロリダ刑法に違反していた。しかし、新聞社は、捜査機関から合法的に被害者情報を得ていた。フロリダ最高裁判所は、連邦最高裁判所のフロリダ・スター対 B.J.F. (Florida Star v. B.J.F.) 判決<sup>(87)</sup>に従って、フロリダ州が制定したレイプ被害者の氏名の報道を禁じる法律は違憲であるとした。その理由として、地域社会が被害者の氏名を知っているにも関わらず、メディアを処罰することは「適用範囲が広すぎる (over-

broad)」とし、また、同法はメディアの出版物のみを処罰対象とし、私人に適用されないので「適用対象が不十分 (underinclusive)」であるとしている<sup>(88)</sup>。

### (ii) ジョージア州

連邦最高裁判所は、コックス放送社対コーン (Cox Broadcasting Corporation v. Cohn) 事件<sup>(89)</sup>において、ジョージア州の法律が、レイプ被害者の氏名を報道したメディア側に民事責任を負わせたことを違憲とした。コックス裁判では、メディアは、公開された裁判記録から被害者の氏名を得ていた。連邦最高裁判所は、このことが重要な要素だとして、「合衆国憲法第1修正と合衆国憲法第14修正<sup>(90)</sup>は、公開された裁判記録等の信頼できる情報を報道することに対して処罰をしてはならない」と判示した<sup>(91)</sup>。

(2) 犯罪被害者情報の公開を制限する州の法律

このような状況を踏まえ、合衆国憲法第1修正に調和するような内容の犯罪被害者保護の法律を定めている州もある。その法律では、メディアを含めた公衆に対して、犯罪被害者の氏名が掲載されている記録の公開を制限している。

### (i) フロリダ州

フロリダ州では、性犯罪、子どもの虐待の被害者の写真、氏名、住所が掲載されているすべての裁判記録は機密扱いであり、公的な記録 (public record) へのアクセスを保障しているフロリダ憲法第1条24(a)の対象外である。犯罪被害者が、公開により犯罪被害者に不利益を被る

<sup>(85)</sup> 合衆国憲法第1修正では、連邦議会は言論又は出版の自由を制限する法律を制定してはならないとしている。

<sup>(86)</sup> 648 So.2d 110 (Fla. 1994)

<sup>(87)</sup> 491 U.S. 524 (1989)

<sup>(88)</sup> *op.cit.* (76), p.4.

<sup>(89)</sup> 420 U.S. 469 (1975)

<sup>(90)</sup> 合衆国憲法第14修正では、いかなる州も、その州の管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならないとしている。

<sup>(91)</sup> *op.cit.* (76), p.4.

こと等を証明すれば、裁判所は、裁判手続や記録で犯罪被害者の身元を非公開とする決定ができる。犯罪被害者の個人情報には被告の弁護人に公開されるが、弁護活動以外で犯罪被害者の個人情報を公開してはならないと規定されている<sup>(92)</sup>。

犯罪被害者の身元を非公開にした場合でも、裁判の要点を出版、報道することまでは禁止されない。しかし、犯罪被害者が公開に同意して裁判所に同意の文書を提出するか、裁判所が機密扱いの例外であることを宣告した場合を除き、犯罪被害者の写真や声、氏名、住所を出版、報道してはならないと規定している<sup>(93)</sup>。

#### (ii) ミシガン州

ミシガン州の犯罪被害者権利法<sup>(94)</sup>の780.812条は、法執行機関が捜査した被害者のいる深刻な軽犯罪 (serious misdemeanor) 事件では、訴状を裁判所に提出する場合には、出頭通知 (appearance ticket) や交通違反のチケットとともに、犯罪被害者の氏名、住所、電話番号の記載も、分離した文書でなければならないと規定している。また、分離した文書を公的文書とすることも禁止されている。

ミシガン州の裁判所は、犯罪被害者の権利マニュアル<sup>(95)</sup> (Crime Victim Rights Manual) を作成している。同マニュアルの「被害者のプライバシー」の項で、犯罪被害者の個人情報の文書を分離することが説明されている。

#### (iii) アラバマ州

アラバマ犯罪司法情報センター<sup>(96)</sup> (Alabama Criminal Justice Information Center. 以下「ACJIC」という。) は、1975年11月にアラバマ州議会によって、犯罪に関する情報の収集、蓄積、分析等を目的に設立された。地域、郡、州及び連邦の犯罪司法機関 (criminal justice agencies) の法執行情報を収集し、共有する責任を負う。事件報告書を正確に作るために、法執行のガイドラインであるハンドブック (Alabama Uniform Incident/Offense Report and the Alabama Law Enforcement Officers' Handbook) で、報告書の書式を規定している。報告書の最初のページは公文書として公開され、2ページ目と補足 (supplemental) は非公開である。ACJIC 委員会 (ACJIC Commission) は、1990年から使われているこのハンドブックの実質的な改正を、2006年1月19日に承認した。改正は2006年6月4日に施行され、事件の報告書を作る際には、アラバマの法執行機関 (law enforcement agencies) は、改正される前の形式か改正後の新しい形式かを選択できる。2008年1月1日からは、完全に新しい形式で実施される。

改正では、犯罪被害者の氏名や電話番号を非公開情報として、報告書の2ページ目に記載することになった。アラバマの法執行機関は、これまで犯罪被害者の氏名や電話番号をメディアに公表してきたが、改正によって、犯罪被害者の氏名や電話番号を報告書の非公開ページに載せることは、この慣習を変えるものではない。

<sup>(92)</sup> フロリダ州議会ホームページ The 2005 Florida Statutes "Title VII EVIDENCE CHAPTER 92 WITNESSES, RECORDS, AND DOCUMENTS" § 92.56. <<http://www.leg.state.fl.us/Statutes/index.cfm>>

<sup>(93)</sup> *ibid.*

<sup>(94)</sup> Crime Victim's Rights Act, P.A. 87 of 1985

<sup>(95)</sup> ミシガン州裁判所ホームページ "Crime Victim Rights Manual (Revised Edition)" 2005, p.109. <<http://courts.michigan.gov/mji/resources/cvr/cvr.htm>>

<sup>(96)</sup> 以下の記述は ACJIC ホームページに拠る。"ACJIC Commission reviews public comments, approves changes to Alabama law enforcement Uniform Incident/Offense Report and handbook" <<http://acjic.state.al.us/news/01192006.pdf>>

おわりに

犯罪被害者情報の発表について、我が国では、警察が、個別案件ごとに犯罪被害者等とメディアからの要望を踏まえ、実名・匿名の判断を事実上行うことになる。警察の判断は、メディアの自主的な報道規制とは関係しない。英国では、警察とメディアが協議して作成したガイドラインをもとに、原則として犯罪被害者の同意を得て警察が犯罪被害者の実名を発表している。米国では、州により対応が違うが、犯罪被害者の報道について連邦最高裁判所は、犯罪被害者のプライバシーを守るための法制化は、表現の自由を保障している合衆国憲法第1修正との利益考量をしなければならないとしている<sup>(97)</sup>。そのため、表現の自由を考慮しつつ、犯罪被害者のプライバシーを守るための法律を制定した州もある。

犯罪被害者への対応の違いには、それぞれの国の犯罪被害者の立場、国民と警察との関係、国民とメディアとの関係、警察とメディアとの関係の違いが反映されているのであろう。また、プライバシーと表現の自由との調整に関する考え方の相違が影響しているとも考えられる。

アメリカのヒューストン・クロニクル紙<sup>(98)</sup> (Houston Chronicle) 等は、2002年に誘拐、レイプ事件の被害に遭ったカリフォルニア州の2人の10代の少女がテレビ出演し、被害体験を語ったことを報道している。2人は、悲惨な被害体

験を公衆と共有することは、励ましとなり、被害にあったことは恥ずべきことではない、という考えを全国の視聴者に訴えた。レイプ被害者がプライバシーへの配慮を要望すれば、メディアはそれを尊重しなければならないが、2人のこのような行動は、レイプ事件は被害者側にも落ち度がある等との社会からの非難や、性犯罪の被害に遭うことは恥ずかしいことであるとの従来の見方を変え、性犯罪の被害者情報の公開を禁止してきた社会の動きを変えるものであると同紙は指摘している。

我が国において、犯罪被害者が匿名報道を希望することの背景には、社会が犯罪被害者等を偏見や好奇の眼で見えており、犯罪の被害に遭ったこと自体が、「知られたくない」ことととらえられていることがあるのではないかと指摘がある<sup>(99)</sup>。犯罪被害者がたとえ実名で報道されても、その尊厳が尊重される社会になれば、被害者の意識も変わってくるかもしれない。犯罪被害者に対して誤解や偏見を持たず、犯罪被害者を理解し、いたわり、助けていく社会においては、匿名報道が犯罪被害者の尊厳を守るための唯一の解決方法ではなくなるであろう。基本計画においても指摘されているように<sup>(100)</sup>、犯罪被害者の権利利益の保護を図る上では、犯罪被害者支援の制度の充実を図る一方で、社会が犯罪被害者に理解・配慮し、協力していくこともまた重要である。犯罪報道においてもこのことは強く要請されているものと考えられる。

(おおつき あきよ 行政法務課)

<sup>(97)</sup> *op.cit.* (76), p.6.

<sup>(98)</sup> "NAMING NAMES/Archaic ideas about rape shift as victims reject secrecy" *Houston Chronicle*, December 9, 2002, p.24.

<sup>(99)</sup> 読売新聞社編 前掲書, p.212.

<sup>(100)</sup> 犯罪被害者等が、犯罪などにより受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるために、国及び地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要であるとし、個別具体的な施策の展開に併せ、これと「車の両輪」の関係にあるとも言える国民の理解と配慮・協力を促すために、教育活動、広報活動を通じた「国民の理解の増進」に必要な施策を講ずるとしている。(前掲注<sup>(2)</sup>, p.65.)